


生成AI・AIエージェント時代の特許実務：2025年の構造転換

先進企業による「知財DX」の実践例

 **1.2億円超のコスト削減**
(島津製作所)

翻訳の外注ゼロ化や他社特許スクリーニングの50%工数削減など、精鋭弁護士のものをプロンプト化しAIへ置き換えています。

業務領域の「4段階活用モデル」(京セラ)



業務を分類し、明確な翻訳や先行技術調査をAI主体の領域へ割り当てています。



化学特化型「特許チャット」の運用 (三井化学)

Azure OpenAIとIBM Watsonを融合し、化学構造式の理解や新規用途予測において業務時間を80%削減しています。

業務領域別の内製化・自動化進捗



複雑な権利関係の整理や仮定判断に要する特許立案は、AIによる完全代替が最も困難な領域とされています。

2025年の主要な知財AIツール群



国内特許特化型SaaS：島津製作所の内製プロンプトを基盤とし、発明技術から審査対応まで6モジュールで提供する国内AWS運用ツールです。



グローバル標準ツール：米国発のAIで、FTOやクレームチャート作成、標準台簿特許 (SEP) マッピングまで対応し、世界500以上の知財チームが採用しています。



国内ブティック型ツール：特許理由通知への補正建議を提案や、中小・スタートアップ向けの特許戦略構築など、日本国内のニーズに特化した進化を遂げています。

弁理士に残る／新たに生まれる役割



最終責任と権利範囲の戦略的定義
AIは進歩的な産出物や権利範囲を見極めた表現の単量産化を完全には代替できず、弁理士による「圧倒的な専門性」が価値となります。

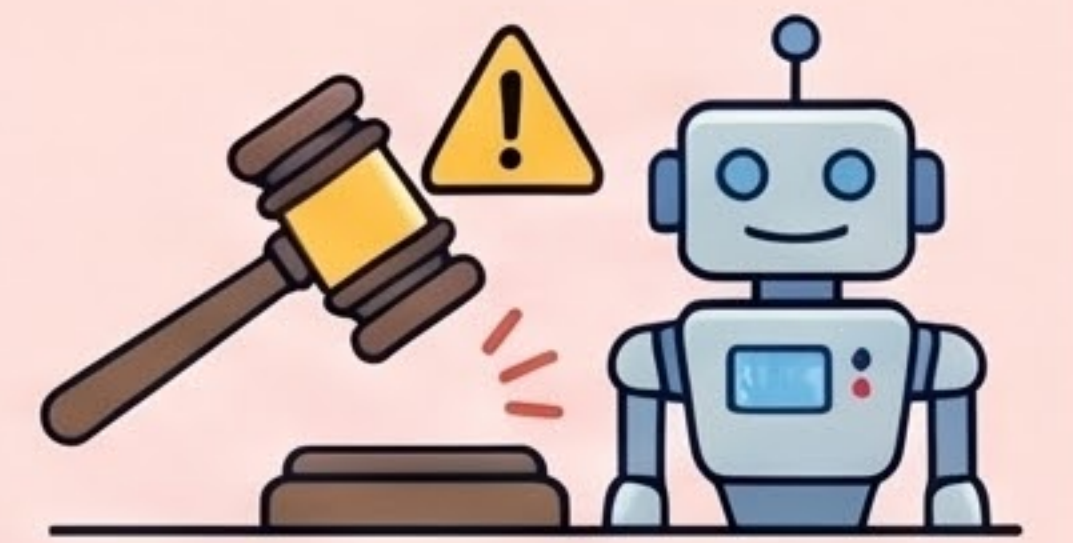


AI生成物の品質保証(QA)レイヤー
クライアントが持ち込む「AI下書き」を、事業を守る強い権利者へとリライドする、特許チェッカーとしての役割が拡大します。



帰属知の言語化とプロンプト資産化
ベテラン弁理士が持つ判断ロジックをプロンプトとして形式化できる人材の価値が急上昇しています。

法的・倫理的論点とリスク管理



弁理士法30条・75条への抵触
2025年1月の特許法改正により、現行法上AIを発明者とする事は認められず、自らの関与を適切に書き分ける実務が求められます。



クラウドAIへの入力による守秘義務違反や、無償特許によるAI偏重サービスの提供(弁理行為)に対する厳格な注意喚起がなされています。



善管注意義務(民法644条)
AI生成物を検証せずに転用することは注意義務違反となり得るため、事務所内でのプロンプト利用ログ管理が品質保証の要となります。